

鳥取県告示第576号

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号。以下「改正法」という。）附則第6条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、旧法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年10月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

| 氏名（名称及び代表者の氏名） | 住所（主たる事務所の所在地） | 居宅サービス事業を行っていた事業所の名称 | 居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 居宅サービスの種類 | 廃止年月日 |
|----------------|-----------------|----------------------|-----------------------|---------------------------|------------|
| 琴浦町 町長 山下一郎 | 東伯郡琴浦町大字徳万591-2 | 琴浦町国民健康保険直営赤碕診療所 | 東伯郡琴浦町大字赤碕1920-74 | 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 | 平成18年3月31日 |